

【 工 事 】

[標準様式例6-2]

((第3回) 最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 6年11月28日
契約業者名	(株) 伊藤建設
契約業者の住所	茨城県稲敷郡美浦村大字大谷453番地1
工事の名称	R5圏央道管内改良その5工事(第3回変更)
工事場所	自) 茨城県猿島郡五霞町幸主 至) 茨城県猿島郡五霞町江川
工事種別	一般土木工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	道路土工 1式 法面工 1式 舗装工 1式 防護柵工 1式 区画線工 1式 応急処理工 1式 構造物撤去工 1式
工期(自)	令和 5年 9月21日
工期(至)	令和 7年 2月28日
変更前の契約金額	¥99,913,000
変更金額	増 ¥22,000,000
変更後の契約金額	¥121,913,000
変更理由	1. 道路土工 関係機関協議の結果、沈下した側道を補修する必要性が生じたため、掘削工、路体盛土工、法面整形工を増工し、発生土を利用したため、残土処理工を減工する。 2. 法面工 1) 関係機関協議の結果、沈下した側道を補修する必要性が生じたため、植生工を増工する。 2) 関係機関協議の結果、防草シートを設置する必要性が生じたため、防草シート工を追加する。

3. 舗装工、防護柵工、区画線工

関係機関協議の結果、沈下した側道を補修する必要性が生じたため、アスファルト舗装工、路側防護柵工、区画線工を増工する。

4. 応急処理工

1) 関係機関協議の結果、標識を設置する必要性が生じたため、小型標識工を追加する。

2) 現地調査の結果、当初予定していた箇所に加えて、防止柵を設置する必要性が生じたため、防止柵工を増工する。

5. 構造物撤去工

現地精査の結果、沈下した側道を補修するため、既設構造物や舗装版の撤去の必要性が生じたため、防護柵撤去工を追加し、構造物取壊し工、運搬処理工を増工する。

6. 工期

工期は、舗装工、防護柵工、区画線工の増工により91日間延伸し、令和7年2月28日までとする。